

# 令和元年分 特定増改築等住宅借入金等特別控除チェック表

＜ご自身の住宅に高齢者等居住改修工事等、（特定）断熱改修工事等、  
特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等をされた方＞  
（平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に入居された方）

《このチェック表は確定申告書、住宅借入金等特別控除額の計算明細書及び添付書類と一緒に提出してください。》  
制度の詳細等をお調べになりたい方は、国税庁ホームページ（タックスアンサー）をご覧ください。

## ★適用する特定増改築等住宅借入金等特別控除の判定

令和元年分の特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けるためには、○をつけた右欄の確認項目の全ての要件を満たすことが必要です。

工事等の種類		確認項目
<input type="checkbox"/>	1 高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）をした。	1 共通 2 高齢者等居住改修工事等 7 添付書類
<input type="checkbox"/>	2 （特定）断熱改修工事等（省エネ改修工事）をした。	1 共通 3 （特定）断熱改修工事等 7 添付書類
<input type="checkbox"/>	3 特定多世帯同居改修工事等（三世帯同居改修工事）をした。	1 共通 4 特定多世帯同居改修工事等 7 添付書類
<input type="checkbox"/>	4 特定耐久性向上改修工事等をした。	1 共通 5 特定耐久性向上改修工事等 7 添付書類
<input type="checkbox"/>	5 上記1～4と併せて増改築等をした。	1 共通 6 上記2～5と併せて行う増改築等 7 添付書類

### 1 共通

共通要件	チェック欄
増改築等の工事後6か月以内に入居し、令和元年12月31日まで引き続き住んでいる。	<input type="checkbox"/>
平成29年分、平成30年分及び令和元年分のいずれかの年分において、「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」など*の特例を受けておらず、かつ、令和2年分及び令和3年分のいずれかの年分においても「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などの特例を受ける予定がない。 （注）令和元年分で住宅借入金等特別控除を受け、令和2年分又は令和3年分に「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などの特例を受ける場合は、令和元年分以降の住宅借入金等特別控除が受けられなくなることから確定申告書の内容を是正する修正申告書の提出が必要となります。	<input type="checkbox"/>
<p>平成29年 平成30年 平成31年 令和元年 令和2年 令和3年</p> <p>家屋に住み始めた年分</p> <p>いずれかの年分で、以前に居住していた家屋について「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などの特例の適用を受ける場合 ⇒ 住宅借入金等特別控除が受けられません。</p>	<input type="checkbox"/>
* 「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などは、①居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、②居住用財産の譲渡所得の特別控除（被相続人に係る居住用財産の譲渡所得の特別控除を除く。）、③特定の居住用財産の買換え・交換等の場合の長期譲渡所得の課税の特例、④既成市街地等内にあたる土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え・交換等の場合の譲渡所得の課税の特例をいいます。	
令和元年分の合計所得金額が3,000万円以下である。	<input type="checkbox"/>
金融機関等から令和元年12月31日現在の残高（予定額）が記載された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の交付を受けている。	<input type="checkbox"/>
増改築等の工事後の家屋の床面積（登記面積）が、50㎡以上である。 （注）家屋が店舗併用住宅や共有である場合についても、その家屋全体の床面積で判定します。	<input type="checkbox"/>
増改築等の工事後の家屋の床面積（登記面積）の2分の1以上を自己の居住用としている。 （注）登記事項証明書や設計図などで確認してください。	<input type="checkbox"/>

適用対象となる特定増改築等の要件	チェック欄
増改築等の工事前と工事後の家屋の所有者（登記の名義人）は、申告する者と同一である。	<input type="checkbox"/>
増改築等の工事前から自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋に増改築等を行った。 （注）居住用の家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供するものについての増改築等に限り ます。	<input type="checkbox"/>
増改築等の工事費用の2分の1以上が自己の居住用部分に対する金額である。	<input type="checkbox"/>

## 1 共通（つづき）

適用対象となる借入金等の要件	チェック欄
増改築等の工事をした後の家屋が、主としてその居住の用に供するものである。	<input type="checkbox"/>
5年以上にわたり分割して返済することとされている増改築等の工事のための一定の借入金又は債務である。 (注) 次に該当する借入金等は、適用対象となる借入金等には該当しません。 ① 勤務先からの借入金等で、無利息又は利率が年0.2%未満であるもの ② 勤務先からの利子補給がある場合で、借入金等の実質金利が年0.2%未満であるもの ③ 自分が役員を務める会社、親族、知人からの借入金等 ④ 勤務先から時価の2分の1未満の価額で譲り受けた家屋の敷地に係る借入金等 ※「勤務先」には事業主団体を含みます。	<input type="checkbox"/>

(注) 住宅の増改築等とともにその住宅の増改築に係る家屋の敷地を購入した場合で、その購入に係る借入金等を有する方は、その借入金等についても控除の対象となる場合がありますので、最寄りの税務署にお問い合わせください。

## 2 高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）

適用対象となる高齢者等居住改修工事等の要件	チェック欄
次の1～4のいずれかに該当する。 ※ 該当する番号を○で囲んでください。 (注) 令和元年12月31日現在で判定してください。	<input type="checkbox"/>
① 年齢が50歳以上である方	
② 介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている方	
③ 所得税法に規定する障害者に該当する方	
④ 年齢が65歳以上である親族又は上記②若しくは③に該当する親族と同居している方	
高齢者等居住改修工事等の費用の額は、50万円を超えている。 (注) 増改築等の費用に関して、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付を受ける場合は、その補助金等の額を差し引いた後の金額により判定します。	<input type="checkbox"/>
次の1～8のいずれかに該当する高齢者等居住改修工事等である。 ※ 該当する番号を○で囲んでください。 (注) 増改築等工事証明書により確認できます。	<input type="checkbox"/>
① 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	
② 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限ります。）又は改良によりその勾配を緩和する工事	
③ 浴室を改良する一定の工事	
④ 便所を改良する一定の工事	
⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	
⑥ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事	
⑦ 出入口の戸を改良する一定の工事	
⑧ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	

申告書の作成に当たっては、  
「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

また、スマートフォンでも所得税の確定申告書を作成することができます。

[www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/topics/tokushu](http://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/topics/tokushu)

名古屋国税局

検索



タブレット端末・スマートフォンをご使用の方は、こちらをご利用ください。

※ 左記コードのURLは今後変更する場合があります。

## 3 (特定) 断熱改修工事等 (省エネ改修工事)

適用対象となる(特定)断熱改修工事等の要件	チェック欄
(特定)断熱改修工事等の費用の額は、50万円を超えている。 (注)増改築等の費用に関して国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付を受ける場合は、その補助金等の額を差し引いた後の金額により判定します。	<input type="checkbox"/>
次の1～4のいずれかに該当する(特定)断熱改修工事等である。 <b>※ 該当する番号を○で囲んでください。</b> (注)増改築等工事証明書により確認できます。	<input type="checkbox"/>
1 居室の全ての窓の断熱性を一定以上高める工事	
2 上記1の工事と併せて行う天井の断熱性を一定以上高める工事	
3 上記1の工事と併せて行う壁の断熱性を一定以上高める工事	
4 上記1の工事と併せて行う床の断熱性を一定以上高める工事	

## 4 特定多世帯同居改修工事等 (三世代同居改修工事)

適用対象となる特定多世帯同居改修工事等の要件	チェック欄
特定多世帯同居改修工事等の費用の額は、50万円を超えている。 (注)増改築等の費用に関して国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付を受ける場合は、その補助金等の額を差し引いた後の金額により判定します。	<input type="checkbox"/>
次の1～4のいずれかに該当する特定多世帯同居改修工事等である。 <b>※ 該当する番号を○で囲んでください。</b> (注)増改築等工事証明書により確認できます。なお、改修後の居住用部分に調理室、浴室、便所、玄関のうち2つ以上が複数となる必要があります。	<input type="checkbox"/>
1 調理室を増設する工事	
2 浴室を増設する工事	
3 便所を増設する工事	
4 玄関を増設する工事	

## 5 特定耐久性向上改修工事等

適用対象となる特定耐久性向上改修工事等の要件	チェック欄
特定耐久性向上改修工事等の費用の額は、50万円を超えている。 (注)増改築等の費用に関して国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付を受ける場合は、その補助金等の額を差し引いた後の金額により判定します。	<input type="checkbox"/>
特定断熱改修工事等と併せて、特定耐久性向上改修工事等(構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための改修工事)を行っている。 (注)増改築等工事証明書により確認できます。	<input type="checkbox"/>

## 6 上記2～5と併せて行う増改築等

適用対象となる上記2～5と併せて行う増改築等の要件	チェック欄
上記2～5と併せて行う工事は、次の1～6のいずれかに該当する。 <b>※ 該当する番号を○で囲んでください。</b> (注)1については建築確認済証、検査済証又は増改築等工事証明書、2～6については増改築等工事証明書により確認できます。	<input type="checkbox"/>
1 増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替え(第1号工事)	
2 マンションなどの区分所有建物のうち区分所有する部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕又は模様替え(第2号工事)	
3 家屋(マンションなどの区分所有建物にあっては、区分所有する部分に限ります。)のうち次の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え(第3号工事) イ 居室 ロ 調理室 ハ 浴室 ニ 便所 ホ 洗面所 ヘ 納戸 ト 玄関 チ 廊下	
4 家屋について行う地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕又は模様替え(第4号工事)	
5 家屋について行う高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための一定の修繕又は模様替え(第5号工事)	
6 家屋について行うエネルギーの使用の合理化に資する一定の修繕又は模様替え(第6号工事)	

請負契約書等には、収入印紙が貼付されている。

I、II、III面の該当する項目の「チェック欄」の全てにチェックができた方

I、II、III面の該当する項目の「チェック欄」にチェックができない項目があった方

以下の「7 添付書類」をご用意ください。

住宅借入金等特別控除が受けられない場合がありますので、最寄りの税務署にお問い合わせください。

**7 添付書類** ※ は必要な書類、(  )は該当する場合に必要な書類です。

書類の名称	高齢者	断熱 耐久性 を含む	多世帯
<b>家屋の登記事項証明書（原本）</b> （法務局で交付を受けられます。） （注）家屋が未登記の場合は、登記事項証明書に代えて、次の事項が分かる書類 1 増改築等の工事前と工事後の所有者 増改築等をした家屋を取得したときの契約書や領収証の写し、固定資産税の賦課決定通知書、建築確認済証又は検査済証の写しなどで、増改築等の工事前と工事後の所有者が同じであることが確認できるもの 2 増改築後の床面積 設計図や請負契約書の写しなどで、増改築等の工事後の床面積が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>請負契約書（写）</b> などで、増改築等の年月日及び工事費用の額を明らかにする書類（「特定取得」に該当する場合は、消費税率や契約年月日等の分かる箇所が必要です。） （注1）請負契約書がない場合は、増改築等の年月日及び工事費用の額が分かる請求書及び領収証の写し （注2）「特定取得」とは、課されるべき消費税率等が8%又は10%の税率である場合におけるその住宅の取得等をいいます。 課されるべき消費税率等が5%の税率である場合や個人間の売買契約により消費税率等がない場合は「特定取得」に該当しません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>国又は地方公共団体から受ける補助金等の額を明らかにする書類</b> （申告するときまでに交付されていない補助金等を含みます。）	( <input type="checkbox"/> )	( <input type="checkbox"/> )	( <input type="checkbox"/> )
<b>住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた額を明らかにする書類</b> （贈与税の申告書の写しなど） ※ 住宅の取得対価の額から贈与の特例を受けた金額を差し引く必要があります。 ※ 平成30年以前に贈与を受けた方も対象です。	( <input type="checkbox"/> )	( <input type="checkbox"/> )	( <input type="checkbox"/> )
<b>住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</b> （複数の交付を受けている場合は、その全ての証明書）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>増改築等工事証明書</b>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>建築確認済証（写）又は検査済証（写）</b> （注）増改築等が、増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え（第1号工事）に該当する場合には、増改築等工事証明書、建築確認済証（写）又は検査済証（写）のいずれかの書類を提出してください。	( <input type="checkbox"/> )	( <input type="checkbox"/> )	( <input type="checkbox"/> )
<b>介護保険の被保険者証（写）</b> （注）あなた又は同居親族の方が要介護認定又は要支援認定を受けていることにより高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に限りです。	( <input type="checkbox"/> )		
<b>長期優良住宅建築等計画の認定通知書（写）</b> （長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は、 <b>変更認定通知書（写）</b> ） （注）特定耐久性向上改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に限りです。		( <input type="checkbox"/> )	

※ 給与所得のある方について、平成31年4月1日以後、給与所得の源泉徴収票は、確定申告書への添付又は確定申告書を提出する際の提示が不要となりました。ただし、確定申告書を作成する際には引き続き給与所得の源泉徴収票が必要となりますので、税務署等で確定申告書を作成する場合には忘れずにお持ちください。

<注意事項> この特定増改築等住宅借入金等特別控除（控除期間5年間）の適用を受けると、住宅特定改修特別税額控除（控除期間1年間）及び住宅借入金等特別控除（控除期間10年間（一定の要件を満たす場合は13年間））の適用を受けることはできません。  
 また、住宅借入金等特別控除に代えて特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合には、翌年以後において変更することはできません。

添付書類の提出（税務署等へお越しになって相談する場合を含みます。）に当たっては、「7 添付書類」の掲載順に整理していただくようお願いします。